

ロータリーの歴史から学ぶ

## 2. 職業奉仕の森

### 2) 職業倫理

#### ●ロータリーの公式文書で、「職業倫理」が登場したのは1910年

ご存知のように、Paul Percy Harris らによって1905年にシカゴロータリークラブが創立しましたが、1910年には全米16のロータリークラブがシカゴに結集し、全米ロータリークラブ連合会(NARC)が結成されました。その際、下記のような「ロータリークラブの目的」(この時点では、「ロータリーの目的」ではありません)が採択されています。

その「ロータリークラブの目的(NARC)」で注目して欲しいのは、第4項の「進歩的で尊敬すべき商取引 (business methods) の方法を推進すること」です。当初の草案では「会員相互の取引関係を増大すること」だったが、シアトルやミネアポリスのロータリアン、そして Arthur Frederick Sheldon らの働きかけによって変更されたと言われています。こうして、ロータリーの歴史上、職業倫理を謳った最初の公式文書が採択されたのです。



#### ●1910年 最初のロータリー全米大会 (シカゴ)

当時、全米にあった16のロータリークラブがシカゴに結集

- ・全米ロータリークラブ連合会の結成  
The National Association of Rotary Clubs (NARC)  
初代会長: Paul Percy Harris  
初代幹事: Chesley Reynolds Perry
- ・ロータリークラブの目的(綱領)を採択

<ロータリークラブの目的 1910年 (全米ロータリークラブ連合会: NARC) >

1. アメリカ全土に加盟ロータリークラブを結成することによって、ロータリーの原則を拡大発展させること
2. アメリカ全土の加盟ロータリークラブの業務と原則を統一すること
3. 市民としての誇りと忠誠心を喚起し、奨励すること
4. **進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること**
5. 加盟ロータリークラブの個々の会員の事業上の利益を増大すること

1. *To extend and develop Rotary principles by the organization of affiliating Rotary clubs throughout America*
2. *To unify the work and principles of the affiliating Rotary clubs throughout America*
3. *To arouse and encourage civic pride and loyalty.*
4. ***To promote progressive and honorable business methods.***
5. *To advance the business interests of the individual members of the affiliating Rotary clubs.*

この全米ロータリークラブ連合会（NARC）が結成された1910年まで、シカゴクラブをはじめ、全米のどのロータリークラブも「異なる職業であることを利用した物質的相互扶助（クラブ会員同士で互いに有利な取引をすること）」という“実業互惠”、そして「胸襟を開いて語り合える仲間同士」という“親睦”の2つをクラブ方針として謳っていました。言い換えれば、「進歩的で尊敬すべき商取引の方法の推進」あるいは、それに近い方針を謳っていたクラブはなかったのです。それだけに、当初の草案を変更に導いた A F Sheldon らの功績も大きいとは思いますが、その変更案が全米シカゴ大会で実際に採択されたということを考えれば、やはり当時の社会状況を見無視するわけにはいきません。

### ●実は、ロータリー創立時から「職業倫理」の萌芽はあったのではないかと？

1905年、シカゴロータリークラブの創立時、Paul Percy Harris は「洋服はショーレイ君に、法律は私、石炭はシール君に頼むという、一人一業種で親睦を深める会にしたい」と述べたと伝えられています。この“実業互惠”と“親睦”こそが、ロータリーの原点です。前述のように、“実業互惠”は「異なる職業であることを利用した物質的相互扶助」という意味です。実際、当時のシカゴクラブ定款第2条の目的にも「本クラブ会員の事業上の利益の増大」が謳われていましたし、1910年の「ロータリークラブの目的（NARC）」の第5項にも「加盟ロータリークラブの個々の会員の事業上の利益を増大すること」があるのです。



【ロータリー最初の4人】 左から  
鋳山技師 Gustavus E Loehr  
石炭商 Silveste Schiele  
洋服仕立業 Hiram E Shorey  
弁護士 Paul Percy Harris

しかし、私には素朴な疑問があります。「クラブ会員同士、友達になって金持ちになろう」という考えを、果たして P P Harris は持っていたのでしょうか？ 「クラブ会員間の原価取引の原則」など、会員を増やすために、そういう一面もあったことは否定しませんが、むしろ P P Harris がシカゴロータリークラブの創立時に述べたとされる上記の言葉にこそ、私は職業倫理の萌芽を感じるのです。

当時の資料には、「無秩序とも言える身勝手な自由競争が横行し、誇大広告や虚偽広告は当たり前、詐欺的な取引や不法な取引が横行し、騙すより騙される方が悪い、金を儲けた者が成功者としてもてはやされた時代だった」と記されています。そういう社会状況の中で、「ロータリアン同士の親睦と信頼の上に立って、互いを裏切らない取引をしよう」という考え（気持ち）は、私は至極当然のように思うのです。弁護士だった P P Harris には、なおさらそういう思いが強かったのではないのでしょうか。

いずれにしても、全米ロータリークラブ連合会（NARC）が結成された1910年、そんな社会状況のままで良いわけがないと思っていた良心的なロータリアンが数多くいて、「進歩的で尊敬すべき商取引の方法の推進」という変更案に賛同の声をあげたのだと思います。

但し、当初の草案を変更に導いた A F Sheldon の思惑は、もちろん「進歩的で尊敬すべき商取引」＝「A F Sheldon の奉仕理論」のための布石だったのでしょう。しかし、後述のように、この変更案は彼の思惑とは別の方向に状況を動かすことになるのです。



Arthur Frederick Sheldon

## ●Arthur Frederick Sheldon の「奉仕理論」と職業倫理

ちなみに、” He profits most who serves best” で代表される A F Sheldon の奉仕理論の根幹は、「職業を通じて社会に奉仕したことで得られる『利益』と『事業の継続的发展』は、顧客奉仕に徹した事業経営によってもたらされる」というものです。その内容は、「経営学、販売学、人間関係学的な事業経営の理念と実践方法」であり、現代にも通じるものばかりです。

しかし、彼の理論は、職業倫理そのものを重視した内容ではありません。それに、この1910年の時点では、彼の奉仕理論はロータリーにはまだ受け入れられていないのです。実際、この時のシカゴ全米大会の晩餐会で、A F Sheldon は持論の「Service」や「Profit」について語っているのですが、聴衆のロータリアンからは冷笑・無視されたと言われています。

**A F Sheldon の 奉仕理論**

- 職業:利益を得るための手段ではなく、社会に奉仕するために存在する
- 奉仕:継続的な利益のための人間関係の基本  
相手のニーズを最高に良く汲み取り、それを最高の形で満たすようにすること  
奉仕の理想
- 職業奉仕:顧客獲得の最善の経営方法  
顧客奉仕の実践で事業は成功する  
(結果的に職業倫理も向上する)

## ●ロータリーの公式文書では、「職業倫理」は「奉仕 (Service)」よりも先である

もう一つ留意しておきたいのは、職業倫理（進歩的で尊敬すべき商取引）を謳った1910年の「ロータリークラブの目的 (NARC)」には、奉仕 (Service) という言葉は使われていないことです。実際、ロータリーの公式文書に初めて「奉仕」という言葉が登場したのは翌1911年の「ロータリー宣言」です。

## ●ロータリーに、「奉仕 (Service)」という言葉が登場したのは 1911 年

さて、1911年の全米ポートランド大会で、Business Method Committee の初代委員長だった A F Sheldon は、Chesley Reynolds Perry の協力で、彼の奉仕理論の象徴とされる “He profits most who serves best” を結語とした「ロータリー宣言」の採択に成功します。すなわち、「奉仕」という言葉が初めてロータリーの公式文書に使われたのです。もちろん彼は、それまでも機会ある毎に自分の「奉仕理論」を説明しているのですが、少なくともロータリーに正式に受け入れられたのは1911年です。

## ●「Service not self」が登場したのも 1911 年

この1911年の全米ポートランド大会では、もう一つ、大きな出来事がありました。大会のエクスカージョンとして実施された船旅で、ミネアポリスRC第2代会長の Benjamin Frank Collins (果物卸売業) が「Service not self」(後の「Service above self」の原型) というフレーズを発表したのです。こうしたことも、「奉仕」という言葉がロータリーに定着するのに役立ったと言われています。なお、「Service not self」ではなく、「Service, not self」と紹介している文書も多いようです。



B Frank Collins

実は、1911年の「He profits most who serves best」と「Service not self」には、その「奉仕 (Service)」の中身が違うのではないかという意見など、解釈については諸説あります。これについては、「Service not self」と「Service, not self」のどちらが正しいのかも含めて、別の稿で詳述します。

## ●国際ロータリークラブ連合会（IARC）の誕生（1912年）

さて、翌1912年、これまでの全米ロータリークラブ連合会（NARC）は、カナダ、アイルランド、イギリスなどが加入して、41クラブから成る国際ロータリークラブ連合会（IARC）に改称されました。この時に開催された初めての国際大会（ダルース）では、「国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的」と「ロータリークラブの目的」とが別々に採択され、同時に「ロータリークラブのモデル定款細則」も採択されました。どれも、ロータリーの歴史上、その後のロータリーの流れを決定づける重要な内容ばかりです。

### ●1912年 最初のロータリー国際大会（ダルース）

#### ・NARCを、国際ロータリークラブ連合会に改称

The International Association of Rotary Clubs (IARC)

カナダ、アイルランド、イギリスを含む41クラブの連合会

初代会長 Glenn C Mead

初代事務総長 Chesley R Perry

終身名誉会長 Paul P Harris

#### ・クラブのモデル定款細則を採択

#### ・Glenn C Mead 会長による「社会奉仕」の奨励

#### ・IARCの目的(綱領)とロータリークラブの目的(綱領)が分離

## ●「道徳律（職業倫理訓）」の起源

先ず、「国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的」で注目すべきは、第3項の「既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、それで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること」です。これは、1910年の「ロータリークラブの目的（NARC）」の中にあつた「進歩的で尊敬すべき商取引の方法を推進すること」の具現化という形で採択されたのですが、さらに、後述する「道徳律（職業倫理訓）」への流れを作りました。

### <国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的）1912年>

1. ロータリーの原則を標準化し、全てのロータリークラブが地元の事情に適応する範囲で、それを採択するように奨励すること
2. 世界の全ての商業中心地にロータリークラブを結成するように奨励推進すること
3. 既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、それで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること
4. 各国各都市の事業・専門職種に従事するロータリアン同士や加盟クラブの間で、広範な友愛の精神を推進するとともに、興味・関心・利益の調和・統一をはかること
  1. *To standardize Rotary principles and to urge their adoption by all Rotary clubs in so far as they may be applicable to local conditions.*
  2. *To encourage and promote the organization of Rotary clubs in all commercial centers of the world.*
  3. *To study the work of existing Rotary clubs and their value to their respective members and communities and to clear the information thus acquired for the benefit of all Rotary clubs.*
  4. *To promote a broad spirit of fraternity and unity of interest among Rotarian business and professional men of different cities and countries and among the affiliated clubs.*



## ●「ロータリー（クラブ）の目的」に、現在の「職業倫理」が登場したのは1912年

次に、この1912年のダルース国際大会で採択された、もう一つの「ロータリークラブの目的（IARC）」の方を紹介します。実は、1910年の「ロータリークラブの目的（NARC）」と比べると、格段の違いです。先ず注目すべき点は、現在の「ロータリーの目的：第2」の職業倫理に関する記載の原型が、既に記されていることです。すなわち、以下の3項目です。

- \* 全ての合法的職業は価値あるものであるという認識を深めること
  - \* 会員各自の職業を高潔なものにすること
  - \* 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
- 言うまでもなく、これらは「職業天職論」にも繋がる倫理観です。

## ●ロータリーの「職業倫理」は、Arthur Frederick Sheldon の「奉仕理論」とは違う

もしかしたら、こうした職業倫理観は A F Sheldon の奉仕理論の影響もあるだろうと考える人もいるかも知れません。もちろん多少の影響はあったかも知れませんが、あくまで A F Sheldonの主眼は、職業を通じて社会に奉仕したことで得られる「利益」と「事業の継続的發展」、そして、その手法としての顧客奉仕の実践だったのです。少なくとも、職業を高潔なものにするという職業天職論的な発想は、A F Sheldonにはなかったと言ってよいでしょう。

<ロータリークラブの目的 1912年（国際ロータリークラブ連合会：IARC）>

1. 全ての合法的職業は価値あるものであるという認識を深め、社会に奉仕する機会として会員各自の職業を高潔なものにすること
  2. 事業および専門職務の道徳的水準を高めるよう奨励すること
  3. 構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること
  4. 奉仕の一つの機会として、また成功への道として、出会いから交友への必然的な深まりを推進すること
  5. 公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、市の発展のために他の人々と協力すること
1. *To promote the recognition of the worthiness of all legitimate occupations, and to dignify each member's occupation as affording him an opportunity to serve society.*
  2. *To encourage high ethical standards in business and professions.*
  3. *To increase the efficiency of each member by the exchange of ideas and business methods.*
  4. *To promote the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success.*
  5. *To quicken the interests of each member in the public welfare and to cooperate with*

## ●「ロータリー（クラブ）の目的」に、「奉仕」が登場したのも1912年

もう一つの注目すべき点は、この1912年の「ロータリークラブの目的（IARC）」に、「奉仕」という言葉が使われていることです。すなわち、第1項に「社会に奉仕する機会としての職業 (occupation as affording him an opportunity to serve society)」とあり、これは A F Sheldon の考え方そのものです。前年の1911年、全米ポートランド大会において、彼の奉仕理論の象徴とされる “He profits most who serves best” を結語とした「ロータリー宣言」の採択が、とても大きかったことを意味します。

## ●「ロータリー（クラブ）の目的」に、「地域社会奉仕」が登場したのも1912年

さらに、この1912年の「ロータリークラブの目的（IARC）」に、「公共の福祉（the public welfare）」という言葉が出てきたことにも留意すべきでしょう。すなわち、地域社会奉仕を奨励するという意味で、「公共の福祉に対する各会員各自の関心を促し、市の発展のために他の人々と協力すること」とあるのです。ちなみに、シカゴクラブの定款第2条の目的は、1906年に「シカゴ市の最大の利益を推進し、シカゴ市民としての誇りと忠誠心を市民の間に広めること」という項目が追加されています。実際、シカゴクラブは市内に公共トイレを作るなど、地域社会奉仕の活動もしています。また、1910年の「ロータリークラブの目的（NARC）」には、「市民としての誇りと忠誠心を喚起し、奨励すること」とあります。しかし、そうした背景があったとはいえ、1912年の「ロータリークラブの目的（IARC）」に「公共の福祉」という言葉が明確に記されたのは、格段の進歩と言ってもよいでしょう。

この1912年のダルース国際大会では、Glenn C Mead 会長が地域社会奉仕の奨励を力説しています。実は、地域社会への奉仕活動は、当時のロータリーを理解するためには重要なキーワードの一つです。これについては、別の稿で詳述します。

## ●「職業天職論」の反映とも言える職業倫理観は、イギリスの影響ではないか？

それにしても、1912年の「ロータリークラブの目的（IARC）」は、1910年の最初の「ロータリークラブの目的（NARC）」と比べると、あまりにも内容が違いすぎます。唐突と言ってもよいくらいの、格段の進歩です。なぜでしょう？ 私は、ロータリーの歴史の流れから見て、この1912年からイギリスが加入したことが大きかったのではないかと考えています。すなわち、「高貴なる者は公共の福祉に寄与すべき」や「職業は神聖な天職であり、道徳的で高潔なものであるべき」というイギリス流の考え方が、色濃く反映されたのではないかと思うのです。

もちろん、1912年の「ロータリークラブの目的（IARC）」に「職業天職論」の反映とも言える職業倫理観が盛り込まれ、かつ採択されたのは、それだけ当時の社会状況が劣悪だったということです。例えば、「全ての合法的職業の価値（the worthiness of all legitimate occupations）」については、密造酒の製造販売をはじめ、違法とも言える商取引が横行していた当時の社会状況を憂う良心的なロータリアンなら、誰もが賛同するでしょう。（ちなみに、このフレーズは「legitimate → useful」となって、現在の「ロータリーの目的」でも生きています。）また、「会員各自の職業を高潔なものにする」や「事業および専門職務の道徳的水準を高める」などにしても、やはり当時の社会状況を考えれば、良心的なロータリアンなら賛同するでしょう。

## ●実業互惠主義は、まだ下火にはなっていなかった

このように、職業倫理、職業を通じての奉仕、公共福祉などの考え方がロータリーに定着してきた一方、実はロータリアン同士の実業互惠主義も依然として盛んだったことも確かです。実際、1912年の「国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的」の第4項「ロータリアン同士や加盟クラブの間で、広範な友愛の精神を推進するとともに、興味・関心・利益の調和・統一をはかること」という表現に、また同年の「ロータリークラブの目的（IARC）」の第3項「構想や事業運営方法の交換によって各会員の能率を増進すること」、第4項「奉仕の一つの機会として、また成功への道として、出会いから交友への必然的な深まりを推進すること」などの表現に、当時の実業互惠主義の状況が読み取れるのです。

## ●現在の「ロータリーの目的：第1」の原型は、1912年

なお、この第4項「奉仕の一つの機会として、また成功への道として、出会いから交友への必然的な深まりを推進すること (To promote the scientizing of acquaintance as an opportunity for service and an aid to success)」というのは、現在の「ロータリーの目的：第1」（知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること (The development of acquaintance as an opportunity for service)）の原型です。

少し話はそれますが、現在の「ロータリーの目的：第1」にある“The development of acquaintance”は、“知り合いを広めること”がロータリー公式和訳です。しかし、“acquaintance (知り合い)”の“development (発展)”というのは、知り合いの量が増えることよりも、むしろ質が深まることと考えるべきでしょう。個人的には、せめて“知り合いを広め、交友を深めること”と訳すべきだと思います。

実は、この原型とも言える上記の“the scientizing of acquaintance”はロータリー独自の造語です。当時のロータリーの広報誌「The National Rotarian」に掲載された解説には、「scientizing」＝「必然的な成り行き」とあります。すなわち、「出会って知り合いとなり、交友を深めて友人となり、絆で結ばれた同志となる」＝「出会いから交友への必然的な深まり」ということです。言い換えれば、「acquaintance (知り合い)」→「friendship (友情)」→「fellowship (連帯意識、同志)」という成り行きです。これが、現在の“The development of acquaintance”という表現に託されてきたのです。

一方、現在の「ロータリーの目的：第1」にある“The development of acquaintance”の場所については、クラブ例会と考える方や、地域社会と考える方がいます。この点については、同じ1912年に採択された「IARCの目的」で、「各国各都市のロータリアンやクラブ同士が友愛の精神を推進し合い、互いの興味・関心・利益の調和・統一をはかること」が謳われていたことに注目したいと思います。そして、1912年の「IARCの目的」と「ロータリークラブの目的 (IARC)」は多少の変更を経た後、1922年のロスアンゼルス大会で現在のように一つにまとめられ、その後も改編・簡略化されながら現在の「ロータリーの目的」に至っています。こうした背景や経緯を踏まえれば、「The development of acquaintance」の場所は「ロータリアン同士の出会いの場の全て」と理解するべきだと、私は思っています。例えばそれは、クラブ例会の場であり、地区のセミナーやIM、地区大会の場であり、国際協議会や国際大会の場です。そうしたロータリアン同士の出会いの場で、大いに経験を語り合い、意見を交換し、人柄に触れ、敬愛の念を深め、自己の研鑽と奉仕の心を高めながら、それらを価値ある奉仕に繋げてゆくのです。そして、それこそがロータリーです。

## ●「道徳律（職業倫理訓）」への流れ

さて、翌1913年のバッファロー国際大会では、ミネアポリス・クラブの Allen D Albert による基調演説と、国際ロータリークラブ連合会 (IARC) 会長 Russel F Greiner の提唱にその端を発し、「進歩的で尊敬すべき商取引」や「職業を通じての奉仕」の在り方について、活発な議論がなされました。

### ●1913年 国際大会 (バッファロー)

・Allen D Albertの基調演説と

RI会長 Russel F. Greiner の提唱

<事業上、適用すべき実践的な模範例の収集>

依頼を受けたアイオワ州スー・シティ・クラブが、全世界のクラブに対し、職業人たるロータリアンのアンケート調査を実施 (2年間かけて集約)

### ●1915年 国際大会 (サンフランシスコ)

・「全分野の職業人を対象とする

ロータリー倫理訓 (Rotary Code of Ethics)」採択

<道徳律 (職業倫理訓)>

心あるロータリアンの職業上の実践をまとめた11箇条

その結果、世界中のロータリアンから「事業上、適用すべき実践的な模範例を収集してまとめる」ことが決議されたのです。それは、まさに1912年に採択された「国際ロータリークラブ連合会（IARC）の目的」の第3項「既存するロータリークラブの活動、および会員や地域社会に対するクラブの価値を研究し、それで得られた全てのクラブにとって有益な情報を明示すること」の具現化でした。

その作業は、アイオワ州スー・シティクラブの Robert Hunt に命ぜられました。彼は全世界のロータリアンからアンケートをとり、集まった数百もの事例を簡潔な表現にまとめる作業にとりかかります。これが2年後に、「道徳律（職業倫理訓）：Rotary Code of Ethics」として世に出るのです。

しかし、Robert Hunt は、転任のためにロータリーを退会せざるを得なくなりました。以後の作業は、彼の友人の牧師で、同じクラブの会員 J R Perkins に託されました。J R Perkins は5名の起草委員とともにアンケートの整理分類を行い、5000字にのぼる原案を500字に集約したとされています。これについては、汽車の中でまとめあげたなど、数多くの興味深い逸話が残っていますが、割愛します。

### ● 「道徳律（職業倫理訓）」の採択は、1915年

最初に原案が提出されたのは、1914年のヒューストン国際大会です。しかし、そこでは「さらに推敲した上で、それを全ロータリアンに送る」ことが決議されたのみで、翌1915年のサンフランシスコ国際大会に再提出されたものが、ほぼ原文のまま「全分野の職業人を対象とするロータリー倫理訓」として採択されました。このロータリー倫理訓は、心あるロータリアンの職業上の実践や倫理観をまとめた11箇条として「道徳律（職業倫理訓）」とも呼ばれ、これをロータリアンのみならず全職業人の間に広めることになったのです。（和文・英文とも、別稿資料1に掲載）



### ● 「道徳律（職業倫理訓）」 = 職業天職論 + A F Sheldon の奉仕理論 + 職業倫理

その「道徳律（職業倫理訓）」の第1条には、「自分の職業は価値あるもの」であり「職業は社会に奉仕する絶好の機会」、また第2条には「“He profits most who serves best” を実証すること」とあり、第3条から11条にかけては、職業上の倫理基準とすべき具体的内容が記されています。すなわち、「道徳律（職業倫理訓）」は、「職業天職論」と「A F Sheldonの奉仕理論」と「職業倫理」の3つから成っているのです。

### ● 「A Talking Knowledge of Rotary」に掲載された「道徳律（職業倫理訓）」

その翌1916年、国際ロータリークラブ連合会（IARC）の Committee of Philosophy and Education（理論・教育担当委員会）の委員長 Guy Gundaker は、「A Talking Knowledge of Rotary」を発行しました。内容は、当時のロータリーの一般奉仕概念とクラブ運営の在り方を体系化したもので、史上初めてのロータリーの教科書・解説書です。実際、1916年7月に開催されたシンシナチ大会で、「ロータリーのクラブ管理運営のテキスト」として採択・認証されています。また、「道徳律（職業倫理訓）」の全文も掲載されており、世界中のロータリアンに配布されました。これらは、まさに第一次世界大戦（1914～1918年）の最中の出来事だったのです。



Guy Gundaker



実は、著者の Guy Gundaker は 1923～1924 年の国際ロータリー（R I）会長です。彼は、1923 年（大正 12 年）の日本の関東大震災に際し、R I その他から東京ロータリークラブへ総額 89,000 ドル（42,000 ドルなど、諸説あり）の義援金を贈ったことでも知られています。もちろん、有名な 1923 年 6 月の「決議 23-34」の制定にも大きく関わっています。

この「A Talking Knowledge of Rotary」には、ロータリーを「自分自身を、事業を、業界を、そして社会を向上させる運動である」と定義し、この向上運動を成功させる手法として「ロータリアン一人一人が自己の事業や専門職務において『道徳律（職業倫理訓）』を実践することである」と記されています。もちろん、本書は日本のロータリー発展にも大きな影響を及ぼしました。私自身、恥ずかしながら、ロータリー入会 15 年目にして初めて読んだロータリー解説書が、この翻訳版「ロータリー通解」（小堀憲助：訳並びに解説）でした。この本のおかげで、私はそれまでの耳学問が頭の中で整理・統合され、今まで以上にロータリーを大好きになったのです。私が最も尊敬するロータリアンでもある Guy Gundaker の「A Talking Knowledge of Rotary」の内容については、別の稿で詳述します。

## ● 「道徳律（職業倫理訓）」の全盛

さて、1922 年のロスアンゼルス大会で、国際ロータリークラブ連合会（I A R C）は国際ロータリー Rotary International（R I）に改称されました。その際、これまでの「国際ロータリークラブ連合会（I A R C）の目的」と「ロータリークラブの目的（I A R C）」は大幅改正されて一つにまとめられ、また、定款細則も大幅に改正されました。

注目すべきは、その国際ロータリー（R I）細則の第 16 条に「1915 年の道徳律を以てロータリーの現行法則たるものと定める」とあることです。要するに、「道徳律（職業倫理訓）」は、全世界のロータリークラブに対して一つの規範としての効力を持つようになったということです。

興味深いことに、この頃のロータリーでは、この「道徳律（職業倫理訓）」をいかに自分の事業所や業界に適用するかという運動が盛んになりました。当時は、大部分の事業所は経済規模も小さく、資本家が経営者を兼ねている時代でした。したがって、「道徳律（職業倫理訓）」は経営者であるロータリアンの意志によって素直に事業経営に反映されたものと思われます。また、ロータリアン自身が同業者組合の指導的立場になり、その業界独自の「道徳律（職業倫理訓）」を定める活動も活発に行われました。実際、1925 年の R I の発表では、ロータリアンが自ら制定に関与し、かつ実行されている「道徳律（職業倫理訓）」は、全世界で 145 に上ることが報告されています。

有名なものに、Guy Gundaker が作った「レストラン協会の道徳律（職業倫理訓）」があります。これは、1920 年にアメリカに禁酒法が制定され、マフィアのターゲットになったレストラン業界を守るために作ったとも言われています。具体的には、若年労働者の深夜労働が当たり前の時代であったにもかかわらず、現在の労働基準法や就業規則に引けを取らないような規約を定め、職業倫理基準、接客態度、サービス、同業者対策、取引関係、行政との関係などについても細かく決めて、それを実行したのです。



また、当時のシカゴクラブの活動も有名です。退役軍人のチャンバリン大佐をシカゴ市の防犯協会の会長として送り込み、マフィアの息のかかった者を告発したり、ロータリアンを証人として出廷させて殺人事件を解決に導いたりもしています。さらに、禁酒法に関連した貿易に関する他国法の遵守、贈収賄の禁止、適正広告などの法制化運動にも貢献しました。

こうしてマフィアと対峙し、違法行為と戦って職業倫理を遵守し、地域社会活動も盛んに行っていたロータリーに、市民は大きな喝采をおくったことでしょう。そして、多くの市民がロータリアンになることを夢見て、またロータリアンはロータリアンであることに誇りを持ち、ロータリーが大きな発展を遂げた時代だったと言ってもよいでしょう。1920年から1930年にかけての10年間は、ロータリーの歴史上でも、ロータリーの職業倫理が社会に大きな影響を及ぼした「特筆すべき時代」だったのです。

### ●ロータリーに、「職業奉仕」という言葉が登場したのは1927年

さて、1927年のオステンド国際大会（ベルギー）では「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」が採択され、それまでロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」が、クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の4つに分けられました。実は、ロータリーの歴史上、ここで初めて「職業奉仕」という言葉が登場したのです。

#### ●1927年 国際大会(オステンド;ベルギー)

- ・目標設定計画に基づく四大奉仕の分割を決定  
(クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕)

職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、かつ高い道徳的水準を保つことを奨励する。

*Vocational Service encourages Rotarians to serve others through their professions and to practice high ethical standards.*

この時の職業奉仕の定義には、「ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕すること」と「高い道徳的水準を保つこと」が明記されています。すなわち、A F Sheldon の「職業を通じて社会に奉仕する」、そして「職業倫理」の考え方の二つが、職業奉仕の定義に採用されたということです。

### ●失意の A F Sheldon

もう一つ、留意すべきことがあります。それは、「職業奉仕 (Vocational Service)」の Vocation は、天職という意味合いが強い言葉だということです。Business (事業) や Profession (専門職務) を包含した従来の (いや、本来の) Occupation (職業) ではなく、敢えて Vocation が使われたのは、職業に宗教的色彩を含めることを嫌っていた A F Sheldon にとっては不本意だったようです。また、それまでロータリーの基本理念の中心にあった A F Sheldon の奉仕理論が、職業奉仕だけに閉じ込められたことを失望したとも言われています。

さらに、1929年のダラス国際大会では、“He profits most who serves best” をロータリーのモットーから外すべきという提案が、英国の代議員から出されました。「金銭的な利益を謳うようなモットーは、ロータリーに相応しくない」という理由からでしたが、結果的には却下されました。



英国人の Sheldon 嫌い、P P Harris との対立など、諸説はありますが、いずれにしても失意の A F Sheldon は、1930年にシカゴクラブを退会し、1935年に67歳でこの世を去りました。

## ●「道徳律（職業倫理訓）」が日本に及ぼした影響

実は、「道徳律（職業倫理訓）」は、日本にも大きな影響を及ぼしました。当時の日本には、福島喜三次と米山梅吉の尽力により、1920年に10月に東京ロータリークラブが創立していました（R Iによる正式認証は1921年4月1日）。さらに1922年11月には、福島喜三次と星野行則の尽力により、大阪ロータリークラブが創立しています（R Iによる正式認証は1923年2月10日）。



米山 梅吉



福島 喜三次

その後、1924年には神戸と名古屋、1925年には京都、1927年には横浜とソウル、1928年には満州の大連に、次々とロータリークラブが設立されました。また1928年7月には、日本は朝鮮、満州を合わせて第70地区として、R Iより正式承認を受けています。

こうした中、「道徳律（職業倫理訓）」の理念を日本に根付かせたのは、満州大連クラブの古沢丈作でした。ロータリー思想の勉強に余念がなかった古沢は、日夜、この「道徳律（職業倫理訓）」をお経のように熟読暗唱していたと伝えられています。そして、彼の手によって「ロータリーの目的」と「道徳律（職業倫理訓）」の真髓を格調高い日本語で5ヶ条に書き改めたものが、1928年（昭和3年）の「大連ロータリークラブのロータリー宣言（大連宣言、ロータリー宣言）」です。



古沢 丈作

翌1929年に京都で行われた地区大会（日本、朝鮮、満州を合わせた第70地区）では、初代ガバナー米山梅吉が「古沢丈作氏は、ロータリアンの鏡である」と絶賛したという記録も残っています。以来、この大連クラブのロータリー宣言は、戦前の日本のロータリアンにおける職業奉仕のバックボーンになっていきました。（別稿資料2に全文を掲載）

1936年に神戸で行われた地区大会では、神戸の直木太一郎が提出した「大連クラブのロータリー宣言を、第70地区のロータリー宣言として採択する」という動議を巡って大混乱になりました。米山梅吉は、「国際ロータリーが決定した『ロータリーの目的』は、一言一句の変更も許されない」と述べたのに対し、京都クラブの会長だった田辺隆二は、「それは英文のことであって、その精神を日本語で表すものがあってもよい」と反論しました。さらに、村田省蔵パスト・ガバナーが「この大連宣言を推奨したのは自分であり、これは立派なものであるから、これを英訳して『ロータリーの目的』を改正するようにR I本部に提案しよう」と述べたそうです。結局、大阪の里見純吉の提案によって、「この大連宣言は『ロータリーの目的』の変更ではなく、その内容を補足するものである」として大会宣言することで収拾されました。

いずれにしても、大連クラブのロータリー宣言が、いかに日本のロータリアンから賞賛されていたかが分かります。ちなみに、この大連宣言を起草した古沢丈作は、その後、東京クラブに入って1952年に会長を務めた際、米山梅吉の遺徳を忍んで米山奨学金制度を作りました。

## ●「道徳律（職業倫理訓）」の衰退

さて、話を日本から米国に戻しましょう。実は、「道徳律（職業倫理訓）」に対しては、その内容の厳しさと表現が宗教的であるという理由から、Paul P Harrisをはじめ、当初から批判的なロータリアンも少なくありませんでした。

特に、第6項の「わが競争者と同等乃至それ以上の完全なサービスをなし得るような方法をもって業務を運営すべきこと。もし疑わしい際には、厳格な意味の責任義務を越えて一層のサービスをおこなうべきこと」については、販売した商品については永久に責任をとらなくてはならず、現実問題として実行不可能ではないかという批判が集中していました。

また、第11項の「最後に ” 全ての人にせられんと思うことは人にもその通りにせよ” という（マタイ伝 第7章）黄金律の普遍性を信じ、地上の天然資源に対して全ての人に均等な機会を与えられてこそ人類社会は最良の状態となるということを主張するものである」に対しても、宗教上の黄金律をロータリー倫理基準に組み入れたことに対する反発が強く、政治と宗教は取り込まないとするロータリーの原則に反するのみではなく、ロータリー運動が宗教活動と混同され、無用の誤解を招くという批判が続きました。

結局、こうした声の広がりを受けて、国際ロータリー（R I）では1927年に改定委員会が設置され、1931年には「道徳律（職業倫理訓）」の宣伝・領布が中止されてしまいます。さらに1951年には、「道徳律（職業倫理訓）」の内容は、ロータリーのあらゆる文書から姿を消しました。但し、職業奉仕のよりどころとしての「道徳律（職業倫理訓）」の存在まで否定することには、ためらいがあったのかも知れません。「道徳律」という言葉だけはR I細則第16条に残されましたが、それも1980年の改正で抹消されています。現在では、「道徳律（職業倫理訓）」は歴史的文献として扱われ、R Iの公式資料には掲載されていません。

## ●「職業奉仕に関する声明」は、職業奉仕の大転換だった

さて、こうした「道徳律（職業倫理訓）」の衰退とともに、職業奉仕そのものも徐々に冷遇されていきました。国際ロータリー（R I）は、1948年に職業奉仕委員会を廃止し、1963年の「職業分類の概要」の発行を最後に職業分類への関与からも手を引いてしまい、R Iのプログラムから職業奉仕は消えてしまったのです。

ところが、1987年にはR Iに職業奉仕委員会が約40年ぶりに復活し、あらたに「職業奉仕に関する声明（Statement on Vocational Service）」が出されました。内容としては職業倫理を重視したものであることには変わりありませんが、次の二つの点で、ロータリーの職業奉仕の歴史上、大きな転換点となりました。



一つは、クラブにおける職業奉仕の具体的活動指針を示し、かつ奨励したことです。これは、「クラブ自体も職業奉仕（事業）をすること」を意味します。クラブにおける具体的活動指針とは、「①職業奉仕を実践してみせる、②クラブ自身の行動に職業奉仕を生かす、③模範となる実例を示す、④クラブ会員が自己の職業上の手腕を発揮できるようなプロジェクトを開発する」です。もちろん、クラブとして④は可能でしょう。しかし、①②③については、職業を持たないクラブ自体が「職業奉仕を実践する、職業奉仕を生かす、模範的な実例を示す」ことは不可能であるという批判が殺到しました。

もう一つは、「自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てること」という記載です。これは、「職業人が自己の職業上の知識や技術を活かして社会に奉仕をすれば、それは“職業奉仕”である」という意味です。言い換えれば、職業奉仕の森の中に、新たに「職業人としての社会奉仕」という木々が植えられたということです。これ以降、この木々はR Iによってどんどん植林され、生い茂ってゆくのです。

なお、私としては、この声明に「職業を通じて社会に奉仕する」という記載がなかったことが気になります。ちなみに、この「職業奉仕に関する声明」を発表したR I職業奉仕委員会は、翌1988年に廃止されています。

### ● 「ロータリアンの職業宣言」と「道徳律（職業倫理訓）」との違い

その後、1989年の規定審議会で、「ロータリアンの職業宣言 (Declaration for Rotarians in Business and Professions)」（8箇条）が採択されました。これは、「道徳律（職業倫理訓）」の復活を望む声に応え、それに代わるものとして採択されたとも言われています。実際、前述した「道徳律」の欠点（内容の厳しさと宗教的色彩）は修正され、アフターサービスの記載と宗教的な表現はありません。また、職業倫理の色彩は濃いままで、誇大広告の禁止、同僚ロータリアンへの便宜供与の禁止なども謳われています。しかし、「道徳律（職業倫理訓）」と比べると、第1条に「職業は奉仕の一つの機会」という記載は残っていますが、「He profits most who serves best」の記載はどこにもありません。

### 職業奉仕の歴史

- 1905年 シカゴロータリークラブ創立
- 1908年 Arthur F Sheldon入会
- 1910年 全米ロータリークラブ連合会 (NARC) 設立
- 1911年 「ロータリー宣言」
- 1912年 国際ロータリークラブ連合会 (IARC) に改称
- 1915年 「道徳律（職業倫理訓）」
- 1916年 「A Talking Knowledge of Rotary」
- 1922年 国際ロータリー (RI) に改称
- 1923年 「決議23-34」
- 1927年 四大奉仕の分割（職業奉仕の呼称と定義）
- 1936年 大連宣言（ロータリー宣言）
- 1987年 「職業奉仕に関する声明」
- 1989年 「ロータリアンの職業宣言」
- 2007年 標準ロータリークラブ定款「四大奉仕」を明記
- 2010年 標準ロータリークラブ定款「五大奉仕」を明記
- 2011年 「ロータリーの行動規範」
- 2014年 「ロータリーの行動規範」改定  
「ロータリアンの行動規範」（上記の再改定）
- 2016年 標準ロータリークラブ定款「五大奉仕」改訂

留意すべきは、第6項の「自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人からの格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ」という記載です。すなわち、「職業人としての社会奉仕」の1つとして、R Iが「自己の職業を活かした青少年への奉仕」を奨励し始めたのは、この時からです。



## ●「ロータリアンの職業宣言」から「ロータリアンの行動規範」までの改編・縮小

1989年の「ロータリアンの職業宣言」（8箇条）は、2011年のR I 理事会で「ロータリーの行動規範（Rotary Code of Conduct）」（8箇条）に改編され、2014年にも改編・縮小（5箇条）されました。さらに同年に「ロータリアンの行動規範（Rotarian Code of Conduct）」（4箇条）と呼称が変わり、第5条にあった「事業や職業における特典をほかのロータリアンに求めない」が削除されてしまいました。これは、ロータリアン同士の物質的・金銭的な相互扶助に道を開き、R Iによる会員特典プログラムの活用を推奨できるようにすることが目的です（もちろん、私は不本意です）。

「ロータリアンの職業宣言」から「ロータリーの行動規範」、そして「ロータリアンの行動規範」へと改編・縮小が続きましたが、どれも職業倫理を重視しつつ、職業人としての社会奉仕（特に青少年への奉仕）を奨励した内容です。但し、1989年の「ロータリアンの職業宣言」にあった「職業は奉仕の一つの機会」という記載は、2011年からはありません。

## ●現在の「職業奉仕」の定義は、標準ロータリークラブ定款「第6条の2」

右の表は「職業奉仕の定義の変遷」についてまとめたものですが、その具体的な内容については次のページに記しました。ここでは、それらについて少し補足いたします。

### 「職業奉仕の定義」の変遷

1927年	四大奉仕の分割（職業奉仕の呼称と定義）
2007年	標準ロータリークラブ定款「第5条 四大奉仕の2」
2010年	標準ロータリークラブ定款「第5条 五大奉仕の2」
2016年	標準ロータリークラブ定款「第6条 五大奉仕の2」

1927年のオステンド国際大会（ベルギー）で「目標設定計画に基づく四大奉仕の分割」として採択された「職業奉仕の定義」は、2007年の規定審議会によって標準ロータリークラブ定款上の「四大奉仕」という形に変更され、2010年には「五大奉仕」に修正されました。どちらも「ロータリーの目的：第2」に準じた内容であり、職業倫理を謳った上で、奉仕の理想（理念）を目的とするものと記されています。

2007年、2010年の標準ロータリークラブ定款に記されている「職業奉仕の定義」は、全く同じ内容です。ただ、留意して欲しいことがあります。それは、①1927年に採択された「職業奉仕の定義」にあった「職業を通じた社会奉仕」という表現がなくなっていること、②「職業人としての社会奉仕」という内容は含まれていなかったことの2つです。

①については、現在の「ロータリーの目的：第2」に明記（社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること：the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society）されてはいますが、肝腎の「職業奉仕の定義」に記載がなくなったことは残念です。「A F Sheldonの奉仕理論」の冷遇・排除は、どうやら最近の傾向のようです。

一方、②については、案の定、2016年に採択された標準ロータリークラブ定款上の「職業奉仕の定義」では、「職業人としての社会奉仕」（自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること）が追加されているのです。しかも、クラブが職業奉仕のプロジェクトを開発することを奨励しているかのような内容です。

## 「職業奉仕の定義」の変遷

### ●1927年 国際ロータリー オステンド国際大会（ベルギー）

目標設定計画 に基づく四大奉仕の分割を決定

職業奉仕は、ロータリアンがそれぞれの職業を通じて他の人々に奉仕し、かつ高い道徳的水準を保つことを奨励する。

[「職業＝社会への奉仕」、「職業倫理」](#)

### ●2007年 標準ロータリークラブ定款 第5条 四大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。

[「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」](#)

### ●2010年 標準ロータリークラブ定款 第5条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。（2007年の条文と同じ）

[「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」](#)

### ●2016年 標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

[「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」、「職業人としての社会奉仕」](#)

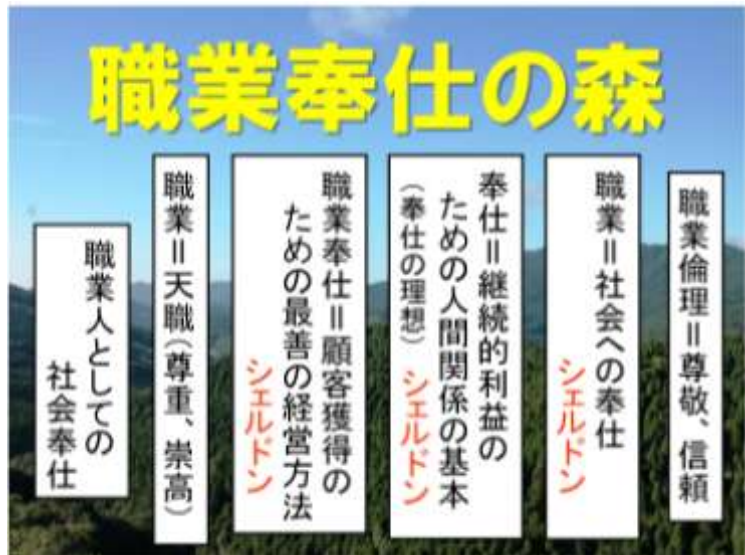
## ●職業奉仕の森

以上、職業奉仕の歴史を概観してきました。職業奉仕は決して1本の大木として説明できるものではないことが、恐らくご理解いただけたものと思います。「職業倫理」、「A F Sheldon の奉仕理論3つ」、「職業天職論」、「職業人としての社会奉仕」は、互いに影響し合い、あるいは重複し合い、さらには変遷しながらも、それぞれが独立した「職業奉仕の要素」なのです。それらのうち、私はどれが正しい職業奉仕で、どれが間違った職業奉仕だなどという議論は不毛だと思います。もちろん、それらに順位や優劣をつけることにも意義を感じません。むしろ我々ロータリアンは、それら全てを、日々の活動の中で大いに実践しようではありませんか。なぜなら、どれもが「職業奉仕の森」の中で生い茂っている木々群であり、どれもが職業に関連した価値あるものだからです。

## ●職業奉仕は難しい？

本稿をここまで読んできた方は、「ますます職業奉仕は難しいと感じるようになった」とおっしゃるかもしれません。

確かに、職業奉仕の歴史はそれなりに複雑です。しかし、そういう歴史は職業奉仕の専門家、または職業奉仕が大好きなロータリアンに任せておけば良いのです。彼らの説明を機会がある度に何度も拝聴していれば、そのうち理解できるようになるからです。



むしろ皆様には、「職業奉仕の森には、6つの木々群がある」ことだけは知っておいて欲しいと思います。そうすれば、職業奉仕を A F Sheldon で語る人、「ロータリーの目的」第2の職業倫理で語る人がいても、「この人は今、職業奉仕の森にある“〇〇の木々群”を説明しているんだ」と理解すればよいからです。

職業奉仕を難しいと思う人が多い理由に、責任ある指導的立場の人が職業奉仕を語る時、「標準ロータリークラブ定款：第6条の2（2016年）」に規定されている「職業奉仕の公式定義」を無視して説明したり、ロータリーにおける職業奉仕の歴史を踏まえずに説明したりすることも挙げられます。定義を無視した、あるいは定義とは異なった説明、さらには歴史的変遷を無視した説明では、聞いている方が混乱するのは当然です。

### <現在の職業奉仕の公式定義>

#### ●2016年 標準ロータリークラブ定款

##### 第6条 五大奉仕部門

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

（「職業倫理」、「職業＝天職」、「奉仕の理想」、「職業人としての社会奉仕」）

ここで強調しておきたいことは、ロータリークラブやロータリアンが「標準ロータリークラブ定款」を勝手に変更したり、無視したりすることはできないということです。つまり、「標準ロータリークラブ定款」は受け入れざるを得ないのです。受け入れられないのなら、ロータリアンを辞めなければなりません。もちろん、標準ロータリークラブ定款を規定審議会で変更することは可能です。しかし、少なくともそれまでは尊重遵守しなくてはならないということです。

したがって、責任ある指導的立場の人が職業奉仕を語る時は、先ず

①現在の「職業奉仕の公式定義」（標準ロータリークラブ定款：第6条の2（2016年））を紹介すべきだと思います。その上で、

②職業奉仕の歴史

を踏まえながら（または解説しながら）、

③1927年のオステンド国際大会「職業奉仕の公式定義」に至った過程

④現在の「職業奉仕の公式定義」（標準ロータリークラブ定款：第6条の2（2016年））に変遷してきた背景や経緯

⑤これからの職業奉仕の在るべき姿

などについて説明するのなら、私は大いに結構だと思います。

いずれにしても、上記の①「職業奉仕の公式定義」を明示せず、上記の②「職業奉仕の歴史」を踏まえないまま職業奉仕を語っていても、それは一人のロータリアンが考える持論に過ぎません。無用の混乱を引き起こすだけだと、私は思います。

### ●職業倫理は、職業奉仕の重要な基盤の1つ

いずれにしても、ロータリーの歴史の中で、職業倫理は職業奉仕の大きな基盤の1つであったことは間違いありません。もちろん、今も重要視されていますし、これからも大事にしていかなくてはなりません。実際、現在の職業奉仕の定義（標準ロータリークラブ定款：第6条の2）、「ロータリーの目的：第2」、「道徳律（職業倫理訓）」、「大連宣言」など、いずれにも共通するのが職業倫理です。

（2014年5月1日 初稿 2018年12月10日 最終改訂 文責：鈴木一作）